

【平成 29 年度第 2 回かまくら人権施策推進委員会会議録】

- 1 日 時：平成 30 年 2 月 6 日（火）午後 1 時 30 分～午後 3 時
- 2 場 所：鎌倉市役所本庁舎 201 会議室
- 3 出席者：【委員】安富委員長、菊谷副委員長、谷本委員、荒川委員、倉田委員
【幹事】能條幹事（欠席）、窪寺係長（代理）、小宮幹事、杉並幹事
柴田課長補佐（代理）
【事務局】廣川経営企画部次長
文化人権推進課：青木担当課長、市岡職員

※傍聴者 なし

4 議題

- (1) 平成 28 年度鎌倉市人権施策推進状況報告について
- (2) その他

5 配付資料

- (1) 会議次第
- (2) 会議出席者一覧
- (3) 平成 28 年度鎌倉市人権施策推進状況報告
- (4) 平成 28 年度鎌倉市人権施策推進状況報告 新旧対照表
- (5) 平成 28 年度鎌倉市人権施策推進状況報告 事業評価 新旧対照表
- (6) 平成 29 年度第 1 回かまくら人権施策推進委員会 議事メモ

6 会議の概要

経営企画部部長挨拶

委員自己紹介

事務局・幹事自己紹介

過半数の出席により、委員会の成立を確認

資料の確認

- (1) 平成 28 年度鎌倉市人権施策推進状況報告について資料の変更点及び第 1 回委員会の概要を事務局から説明

事務局： まず、前回の整理として資料 2 をご覧いただきたい。

資料 2 は、前回、委員長・副委員長にお配りしたものと委員の皆様にお配りした資料の差違について記載したものである。

それでは、資料に違いのあった部分について説明する。まず 5 ページの今後の課題のところ『いじめは絶対許さない ~~どの子にも、どの学校でも、起こり得る~~』

などのように、黄色のマーカーで引いた部分は新たに付け足した部分、見え消しは削除した部分である。高齢者と障害者の部分の修正が多くなっている。

資料3については、左側が委員長、副委員長に送ったもの、右側が他の委員に送ったものである。大きな変更点としては、左側は各課からの回答を個々に合体させたもの。右側のものは、事業内容が同じものについては、同じセルにして他の課の業務が比較できるようにした。それに合わせて、全体の事業評価を意識して、同じ事業内容のものについては、一つの評価を入れている点に違いがある。以前のものについては、各課がそれぞれで評価を入れており、19ページの網掛けは、修正前のものが残っていた箇所になる。

前回の議事録を基に前回のおさらいをさせていただく。前回は、はじめに推進状況報告書の報告をさせていただいた。その報告の主なものは、資料1の2ページをご覧いただきたい。まず、女性の人権だが、審議会等の女性登用について報告した。男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないことを目標値として定めている。平成29年4月1日現在、これを満たした審議会は75のうち18で、割合にすると24.0%であった。また、女性委員の登用率は、委員数899人に対し、222人が女性委員であることから、登用率は24.7%となっており、年々低下している。(2)のドメスティック・バイオレンス対策の充実だが、一時保護が5件あった。(3)のセクシュアル・ハラスメントの防止だが、平成28年度は、新たに市職員が市役所外で相談できる窓口として、ハラスメント相談員を設置した。

続きまして3ページの子どもの人権の分野だが、(1)の児童虐待の報告をした。こどもと家庭の相談室では386件の新規相談があり、このうち179件が虐待に関する相談であった。また不登校対策として、(4)の心のふれあい相談員や教育センターの心理職の相談員が、各小学校に月1回訪問して相談に応じる事業が始まった。「ひだまり」が学校外に移設した。中学校1校でスクールバディプロジェクトに取り組んだことを報告した。

高齢者の人権の分野だが、地域包括ケアシステムが、平成28年8月に3カ所増設されて10カ所になったこと、及び医療福祉連携会議を3回実施したことなどを報告した。

障害者の人権の分野だが、教養センターで社会福祉協議会と共同による避難所立ち上げ訓練の実施、市の非常勤職員3名を採用及び基幹相談支援センターを開設したことなどを報告した。

外国人の人権だが、文化人権推進課で派遣している市民通訳ボランティアを6

件派遣したことを報告した。

さまざまな人権については、(2) 性的少数者の人権として、LGBTの講演会を市職員・教職員向けとして実施したことを報告した。

それ以外に、人権啓発の推進の部分で、人権啓発紙芝居を10園で実施したことを報告した。

報告が終わった後、委員の皆様から様々なご意見をいただき、概要としては、主に最初に女性相談員の関係、一時保護の関係の議論をいただいた。一時保護があった場合、子ども相談の母子生活支援施設への入所や、生活保護といった他事業との関連が重要になってくる。連携の仕組みとして、手続きや要綱でしっかり連携を取り、各課のサポートを得て事業を行えるよう図った方がいいというご意見をいただいた。

ことばの教室の認知度、公平性についてはどうかというご意見で、原局に確認したが、ことばの教室は小学校3校、さらに集いの教室を4校で実施し、240人位の生徒が来ている。高学年になると通級しなくても適合できてしまう生徒も出てくるので、かなり入れ替わりがあるということであった。認知がされているかという点については、入学前の新入生説明会で説明、周知をしている。それ以外にも、担任やコーディネーターが個別にアプローチを行っている。送迎については、保護者が働いている場合通えないという課題があるが、保護者が送迎と一緒に付き添うことにより、お子さんを観察し、先生が解説・指導するなど、いい面も出ている。

障害児保育がどれくらい進んでいるのかのご指摘があり、保育課に確認したところ、市全体で2,458名の園児のうち障害児が68名、2.77%である。障害児放課後デイサービスだが、内容をよく見た方がいいのではないかという意見もいただいた。

その後、建設住宅課の項目表についてご意見があった後、議論が終了した。

(2) 質疑

委員長：資料2について、修正された表現等について何かあるか。

(他委員からは特になし)

委員長：6ページ(2)の成年後見人制度の利用促進で、2行目に「受任経験のある弁護士による」とあるが、どういう意図なのか。

幹事：成年後見制度は、市から社会福祉協議会へ委託して行っている。成年後見の受任経験がないと相談に乗れない部分もあるのではないかということで実績のある

方をお願いしている。

委員長：名簿みたいなものは持っているのか。

幹事：神奈川県で成年後見連絡会を作っており、専門家と連携を組んでやっている。

委員長：なぜ弁護士に限定するのか。「専門性の高い」と言う表現がよく理解できない。実際は、弁護士も社会福祉士とチームを組んでやっていると思う。なぜ弁護士と限定するのか。具体的にどんなことをイメージしているのかよくわからない。

幹事：土地・家屋・財産など紛争性の高い事案は弁護士をお願いしている。

被後見人の財産をめぐって、法定相続人が様々な主張をしているという事案がある。

委員長：むしろ弁護士でなくても、それ以外の専門家の方が積極的に関与されている。「弁護士」という言葉は外して欲しいが、弁護士が相談をやったという事実として表記を受け止めさせてもらう。

委員長：同じく成年後見で、下から4行目、「鎌倉市長」を削除した理由は。

事務局：市が代行して行うということで、敢えて書き込まないでもいいと考えた。

委員長：主語がないので、これは残しておいた方がいい。

事務局：修正する。

委員長：7ページの(4)「障害者の権利擁護の促進」で、文章内容に「障害者」という言葉が出てこない。

幹事：これは、事業の対象としては障害者に絞っていないものである。障害者で該当がある事案としては、保護者がいない障害者などを想定している。

委員長：わざわざここに書かなくてもいいのではないか。検討して欲しい。

事務局：検討する。

委員長：8ページの今後の課題で、障害者雇用で「市役所での障害者が軽易な事務作業をする場の・・・」という表現で、「軽易な」というのは差別的な表現ではないか。「その人に見合った事務作業をする」とするならばいいが。修正して欲しい。

事務局：修正する。

幹事：「ワークステーションかまくら」という事業で、障害者の方を集めて作業をする予定である。

委員：障害者雇用に関しては、今は、ある程度の大きな事業所に対しては罰則規定がある。なかなか雇用するにも人がいないという中で、行政が事業主に、指導、監督を行い、人材を推薦していくことも必要。事業主も困っている。

委員長：市の姿勢を見せるべき。

幹事：障害者福祉課で事業者向けの説明会を企画、事業所に何うなど少しずつ取り組み

を進めている。

委員長：そのことを書いたらどうか。修正してほしい。

事務局：修正する。

委員長：多文化共生社会の推進については問題になっているが、鎌倉市は外国籍市民の割合はどうなっているか。どこの国が多いのか。

事務局：中国が多いと聞いている。

委員長：名古屋、浜松、大田原、西川口、新宿などの自治体は、外国籍市民の増加で大きな変化が見られる。鎌倉はそれほど外国人の大きな流入が見られず、他市と状況が違えば、多文化共生社会の推進の仕方も、外国人が沢山来る自治体とは違う取組をしていかなければならない。

鎌倉地域に外国人の技能実習生制度を受け入れる事業所がないというのも影響しているかもしれない。社会構造が変化を見せているので、多文化共生をどうするのかというのは、すごく重要な課題。鎌倉としての多文化共生への取り組みも意識はしておかないといけない。特に外国人の子どもを社会がどのように育てるかかという問題がある。今後の対応の中で前向きに取り組んでいかないと難しい問題が出てくる可能性がある。

委員：「学校生活への適応を図った」と書いてあるが、具体的にどれくらいの国の人にとどれくらいの数を指導したのかを明確にしないと、何が足りないのかがわからない。

委員長：エビデンスに基づき施策の方向性を、今後検討するということを考えておかないといけない。

委員：具体的な施策を決めておかないと進まない。

事務局：次に、資料3の説明であるが、昨年の評価を小文字で小さく記載した。事業評価については、各課の回答を載せている。ある程度まとめたものについては、例えば、20ページの「障害者が安全・安心に暮らせるまちづくり」というところで、いくつかの課が同じ事業内容のものを行っているが、事業評価については、全体を見渡した中で、事務局で評価をつけた。

委員長：「A・B・C・D」の判断は誰がしたのか。

事務局：原局が判断した。各課にまたがるもの事業については、原局の評価を元に事務局で評価した。原局の個別の評価は表示していない。

委員長：それでは、評価のプロセスがわからない。原局の評価も記載すべきだ。今年のデータがなければ意味がない。

事務局：資料3の直す前の左側に各原局の評価が出ている。

委員長：17ページの「女性管理職の登用促進」のC評価が、原局のB評価と違っている。

原課が評価してきたものを、文化人権推進課が書き変える権限はあるのか。

事務局：原課が出してきたものは、原本を確認したところCであった。Bが記載ミスである。

委員：人員も左右の資料で違っているが。

事務局：修正前は、昨年度の数を出してきていたので修正した。

《事務局から資料3で、評価をまとめたものについて、各課の個別評価を委員に口頭伝達》

委員長：18ページ、子ども重点施策の相談体制の推進で各原局がB・Aとしたものを、合わせてBとした理由は。

事務局：文化人権推進課のカードの配布の直接的な効果に疑問があり、この状態で2つ合わせた中で、十分達成したとは言い難いので「概ね達成」としてBとした。

委員長：教育センターの心理職の新たな配置は十分ではないということか。

事務局：「相談体制の充実」という点で、概ね達成してBと考えた。

委員長：原課との評価のズレについて、どうすれば「達成」とすると事務局では考えているのか。原課にはどのように説明するのか。

委員：原課の評価についてアセスメントするような会議はあるのか。

事務局：ない。

委員長：評価する以上は、何らかの基準があってそれに則って判断するからこうだという結論になる。提案するならいいが、提案がない中ではなんら改善に繋がらない。

委員：同じ目的のための評価をする中で、下に引っ張られるという話があったが、文化人権推進課が主導して評価を上げなければいけない。

委員長：アセスメントのやり方とそのアセスメントに実効性を持たせるための、具体的な方策を示して、今後ご検討いただきたいという意見は述べられる。しかし、個々の評価に対して、これは正しいのかという議論はここではできない。

委員：表の「取組み上の問題点や今後の課題」は、各原局が書いてきたのか。

事務局：各原局である。

委員：19ページ3の、各原局の「B・A・C・A」の評価がなぜまとめて「C」になるのか。まとめた評価のこの欄を作る必要があるのか。

事務局：建築住宅課の事業については、第1回委員会でも実績がなかったという中でAはおかしいという意見もありCにした。

委員長：原課に対して調整して評価を変えてもらうとかはしなかったのか。何もやってないなら、評価できないとして斜線にすべき。

委員長：できていないからCだが、道路課は予算措置を伴うのではないか。

事務局：計画的にやっているなら評価の仕方はまた違う。一度には出来ないから、計画立ててきちんとやっているなら評価はCではなくてもいいのではないか。

委員：目標値はみんなA。議論が出来ているところと出来ていないところがある。他の課との関連性、位置づけがどうなっているかがよくわからない。最終的にこの報告が出た時に市長がこれを見てどう言うのか。予算をどうつけていくのか。仕事をしているのかしてないのか。この報告書がどう位置づけられているのか。

委員長：これを施策の中に活かすポリシーみたいなものはあるのか。

事務局：これをもとに各原局にアプローチをかけてここを直しましょうと言っていく。

委員長：実施計画に反映させるまでの強いものはあるのか。

事務局：そこまではいかない。

委員長：調査をかけて、報告が上がって、この委員会があつて議論して、フィードバックされているのに、人権施策にどう反映されていくのかという筋道がどうもよく見えない。

委員：一般企業で言えば、自己チェックリストを出して、管理職が見て人事考課する。面接をして、どういう風に改善したらいいか話し合う。そのあたりまで厳しくやっていかないと評価は上がらない。

委員長：総花的に人権施策を書いている、裾野が広すぎる。重点施策があつてもいい。

委員：鎌倉はもっと良く変わらなければならない。人権を良くしようというのは誰も反対しない。

委員長：評価は課長1人でやっているのか。

事務局：部内に諮っている。今後評価の仕方を見直さないといけない。

委員長：細かいデータで、かなり総花的に記載がある中で、鎌倉市にとって出来るだけ早急に実現していくべきだと思われる項目について、各委員から意見があれば、青木課長にメールでお送り頂き、委員長と課長とで協議して、提案を実現できる方向で、関係各所にお話させて頂く。このことについて、ご一任いただいでよろしいか。

各委員：了承。

委員長：出来るだけ前向きに、重要施策実現に向けての具体的な方向性を議論させていただく。次の会合はいつか。

事務局：今年度はこれで終了である。次年度は1回を予定している。

委員長：6月くらいまでに、ある程度の方向性についての具合的なところを皆様にお示しする。かなり詰まったような形で、今後の方針がお話しできるようなところまでできれば、その時期に一度会議を開いてご報告をさせていただき、またご意見をいただいて、次年度の事業についての具体的な方向を、ご示唆いただく。そのような流れで進めるということによろしいか。

各委員：了承。

委員長：その他なにかあるか。

(特になし)

委員長：それでは、これで第2回かまくら人権施策推進委員会を閉じる。